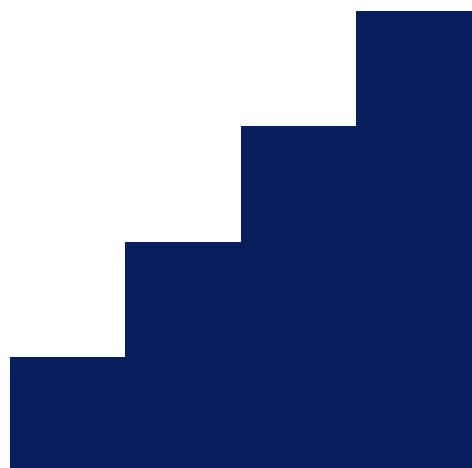




令和7年度 集団指導

主な留意事項について

北九州市保健福祉局障害者支援課



目次

1. 指定に関すること

新規指定について・変更届等について・書類提出時の注意点・質問受付フォームについて

2. 運営及び報酬に関すること

虐待防止の取り組みについて・業務継続計画について・事故報告について・経営情報の見える化

3. 指導に関すること

本市における事業所指導について・本市の行政処分事例・運営指導における指摘事項

4. 就労選択支援に関すること

令和7年度集団指導の受講方法

市ホームページに掲載の資料の閲覧及び本動画の視聴後、
集団指導出席フォームより受講報告をいただくことで完了となります。

※受講報告には動画内でお伝えするキーワードの入力が必要です。

1. 指定に関するこ

新規指定について

- ①事業実施の事前相談（概ね6ヶ月前）
- ②指定申請書の受付（**指定希望日の前々月の16日まで**
例）令和8年3月1日指定希望日の場合は、1月16日まで
- ③書類審査
- ④現地確認
- ⑤指定（指定通知書の交付）

※新規指定の場合は事前相談が必要です。

※詳細は以下の市ホームページをご覧ください。

「**指定の申請（新規）**」

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/17600414.html>

1.指定に関するこ

変更届について

- ・ 基本的な提出期限

原則、届出事項に変更があった場合は、**変更の日から10日以内に提出する必要があります。**
変更内容によって提出期限が異なるため、詳細は変更届チェックリストをご確認ください。

- ・ 以下の変更を行う場合は、**事前相談が必要です。**

定員の増加: 生活介護、就労継続支援A・B型、施設入所支援、障害児通所・施設入所支援等

※定員増の場合、「指定変更申請」を変更希望日の前々月の16日までに提出してください。

事業所の移転・建物の増築・改修: 所在地や平面図の変更を伴うもの。

共同生活援助の住居の追加: 住居の追加（ユニット追加）や移転。

※詳細は以下の市ホームページをご覧ください。

「**変更届出及び指定の変更申請**」

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/29800112.html>

1. 指定にすること

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出（加算の届出）について

- ・報酬単価や加算の算定に関わる変更（「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出」）は、提出時期によって適用開始月が異なります。
- ・新たに加算を算定する場合等、算定する単位数が増える場合
毎月**15日**以前の受付 → 翌月から適用
毎月**16日**以降の受付 → 翌々月から適用
- ・加算を算定できなくなる等、算定する単位数が減る場合
加算を算定されなくなった事実が発生した日から適用

※詳細は以下の市ホームページをご覧ください。

「加算等の届出【通年】」

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/17600420.html>

1. 指定に関するこ

書類提出時の注意点

- ・申請及び届出の前に、資格要件や算定要件を満たしているか今一度ご確認ください
- ・提出書類について、各提出書類チェックリストをご確認の上、添付漏れがないか
ご提出前に今一度ご確認ください
- ・加算の届出を行ったあと、算定要件を満たさなくなった場合は、
加算取下げの届出が必要です

サービス管理責任者及び児童発達支援責任者等の資格要件や、各種加算の算定要件については、
令和7年度集団指導資料（サービス別）及び指定基準、報酬告示等をご確認ください。

1. 指定に関するこ

質問受付フォームについて

- ・指定基準及び加算の算定要件、職員の資格要件等に関するご質問は、原則質問受付フォームからお願ひいたします。
- ・ご質問いただく際は、各種基準省令やWAMNET、本市集団指導資料、厚生労働省及びこども家庭庁のホームページにあるQ&Aをあらかじめご確認ください。

※詳細は以下の市ホームページをご覧ください。

「**指定障害福祉サービス等に関する質問受付について**」

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/298_00005.html

2.運営及び報酬に関するこ

虐待防止の取組について

虐待防止の推進のため、以下の取組が義務化されており、未実施の場合は減算の対象となります。

虐待防止委員会の設置・開催	虐待の未然防止や発生時の検証等を検討する委員会を設置し、定期的（少なくとも年に1回）に開催するとともに、結果を従業者に周知徹底すること。
従業者への研修実施	虐待防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。
担当者の設置	上記措置を実施するための担当者を配置すること。

2.運営及び報酬に関するこ

虐待の類型と具体例

身体的虐待: 暴力、正当な理由のない身体拘束など。

性的虐待: 性的行為の強要など

心理的虐待: 暴言、侮辱、無視、威嚇など。

放棄・放任（ネグレクト）: 必要な支援の怠慢、放置など。

経済的虐待: 本人の同意なく財産を使用すること。

経済的虐待に該当する可能性がある事例

- ・共同生活援助において、食材料費を過大に徴収し、残額を事業者の収益とすること
- ・利用者の預かり金の着服、紛失

利用者に対する虐待（疑いを含む）を発見した場合は、速やかに「市障害者虐待防止センター」または「市障害者支援課」に通報・連絡してください。

2.運営及び報酬に関するここと

業務継続計画について

令和6年度報酬改定において、業務継続計画の策定と運用が徹底されていない場合の減算規定（業務継続計画未策定減算）が設けられており、多くのサービスで経過措置が令和7年（2025年）3月31日で終了しています。

令和6年4月1日より、全サービスにおいて以下の対応が義務化されています。

計画の策定: 感染症および非常災害に関するBCPを策定すること。

周知・研修・訓練: 従業者に対して計画を周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。

定期的な見直し: 定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて変更すること。

以下のいずれかに該当する場合、報酬から減算となります。

業務継続計画（BCP）を策定していない場合。

BCPに従い必要な措置（従業者への周知、研修・訓練の実施等）を講じていない場合。

2.運営及び報酬に関すること

業務継続計画について

業務継続計画の作成にあたっては、下記の厚生労働省ホームページにガイドラインやひな形が掲載されておりますので、計画の作成及び見直しにご活用ください。

「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

「障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html

2.運営及び報酬に関するここと

事故報告について

障害福祉サービス事業所等で事故等が発生した場合は、利用者等への迅速な対応を行うとともに、下記の事例について、当該利用者の家族等に連絡を行った上で、市障害者支援課及び関係機関（保健所、警察署等）等へ連絡してください。

また、令和8年1月から、電子申請による事故報告の受付を開始いたします。

事故報告の電子申請化を含む詳細については以下の市ホームページをご確認ください。

「事故等が発生した場合の報告について」

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/17600219.html>

2.運営及び報酬に関すること

経営情報の見える化について

法改正に伴い、全事業所を対象に、従来の公表事項に加え「経営情報（決算内容）」の報告が義務化されました。つきましては、WAM NET（情報公表システム）よりご対応をお願いします。

- 令和6年度（2024年度）の決算情報の報告期限：令和8年3月31日

※本来は「決算後3ヶ月以内」ですが、初回（令和6年度決算分）に限り経過措置として延長されています。

- 報告方法

情報公表システムにログインし、新設された「経営情報」タブより、お手元の「財務諸表（事業活動計算書、貸借対照表等）」に基づき、収益・費用等の数値を入力してください。

- 未報告時の対応（減算について）

期限までに報告が完了していない場合、「情報公表未報告減算」の適用対象となります。

2.運営及び報酬に関すること

経営情報の見える化について

詳細は、以下の厚生労働省ホームページやお問い合わせ先をご参照ください。

- ・制度のこと

「障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化」に係る説明会（動画・資料）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60356.html

- ・情報公表システムの操作方法や入力等のこと

障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板

（システム操作マニュアル、記入要領、ヘルプデスク等の掲載場所）

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>

3.指導すること

本市における事業所指導について

運営指導

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、サービス内容や介護給付費の請求の適正化を図ることを目的として、事業所を確認及び指導するものです。（旧：実地指導）

運営指導の流れなど、詳細については以下の市ホームページをご確認ください。

「事業所等への運営指導について」

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/17600158.html>

事業所等への現況確認（届出事項の事後調査）

介護給付費等の算定に係る届出事項については、国の留意事項において、その内容が適正であるかどうか、適宜事後的に調査を行うこととなっています。

現況確認に関する詳細については以下の市ホームページをご確認ください。

「事業所等への運営指導について」

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/29800147.html>

3.指導に関するこ

本市の行政処分事例

不正請求等の不正行為については、障害福祉サービスの給付費が公費で賄われていることから、一つの事業者の不正が障害福祉制度全体に対する信用を大きく失墜させることにつながります。しかしながら、令和7年度に、本市の事業者において、不正請求による指定の取消事案が発生しました。また、近年、福岡県内でも同様の事例が後を絶たない状況です。

事業者の皆様におかれましては、給付費が公費で賄われていることや、不正行為により重大な結果を招くことを十分に認識のうえ、関係法令を遵守し、適正な運営を行ってください。

令和7年度の事例

サービス種別	処分の内容	処分の理由
児童発達支援 放課後等デイサービス	指定の取消	児童発達支援管理責任者が常勤で勤務していないにもかかわらず、出勤簿等の記録を改ざんし、減算（児童発達支援管理責任者欠如減算）を適用せずに給付費を請求していた。 監査において、実際には勤務していない日も勤務したように装った虚偽の出勤簿を作成し、市に報告した。

3.指導に関するこ

本市の行政処分事例：令和5年度事例

サービス種別	処分の内容	処分の理由
児童発達支援 放課後等デイサービス	指定の取消	架空請求：実際にはサービスを提供していない利用者について、サービスを提供していたかのように装った記録を作成し、不正に給付費を請求していた。
放課後等デイサービス	指定の取消	児童発達支援管理責任者が常勤で勤務していないにもかかわらず、出勤簿等の記録を改ざんし、減算（児童発達支援管理責任者欠如減算）を適用せずに給付費を請求していた。 児童指導員又は保育士の人員配置基準を満たしていないにもかかわらず、出勤簿等の記録を改ざんし、減算（サービス提供職員欠如減算）を適用せずに給付費を請求していた。

※不正に受給した給付費については、返還が求められます。

不正受給額（元本）に加え、加算金40%を加えた額を返還することとなります。

3.指導に関するこ

運営指導における指摘事項①

本市では、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいて、サービスの内容や介護給付費の請求等の適正化を図ることを目的として、運営指導（旧・実地指導）を実施しています。

運営指導における指摘事項について、最近の主なものを以下の表に掲載していますので、適正な事業所運営の参考にしてください。また、ここに掲載している以外の指摘事項についても、集団指導資料に掲載していますので、ご確認ください。

運営基準に関するこ

項目	指摘事項
個別支援計画	<ul style="list-style-type: none">・サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）が作成していない（不在、または他職員が作成）。・利用開始後に計画が作成されている（日付の逆転）。・アセスメント、担当者会議、モニタリングの記録が不足している。・利用者（保護者）の署名・同意がない、または交付していない。・計画の有効期間が切れている、または計画にない支援を行っている。

3.指導に関するこ

運営指導における指摘事項②運営基準に関するこ

項目	指摘事項
人員基準	<ul style="list-style-type: none">・（児童系）障害児が10名以下の場合に2名配置すべきところ1名しかいない。・管理者やサービス管理責任者が実態として不在、または常勤要件を満たしていない。・勤務実態と出勤簿、勤務形態一覧表が整合していない（兼務の時間が不明確など）。
記録の整備	<ul style="list-style-type: none">・サービス提供記録に「具体的な支援内容」がない。・記録に「利用者（保護者）の確認印（署名）」がない。・他サービスの職員が記録を作成している。・出勤簿が作成されておらず、勤務実態が把握できない。
安全管理	<ul style="list-style-type: none">・火災、風水害、地震など「災害種別ごと」の避難訓練が実施されていない。・身体拘束や虐待防止に関する委員会開催、指針整備、研修実施などの措置が講じられていない。
会計区分	<ul style="list-style-type: none">・事業会計と法人会計、就労支援事業（生産活動）と福祉事業活動の収支が明確に区分されていない。

3.指導に関するこ

運営指導における指摘事項③報酬・加算（請求）に関する指摘事項

項目	指摘事項
基本報酬（就労系）	<ul style="list-style-type: none">・A型: スコア表の届出内容（研修実施等）と実態が合致していない。・B型: 工賃向上計画が未作成のまま上位区分を算定している。・生産活動収支と福祉事業収支が混同され、工賃等の算出根拠が不明確。
短期入所	<ul style="list-style-type: none">・昼食の提供（日中支援）を行っていないにもかかわらず、日中支援ありの高い単価を請求している。・緊急受入加算の要件（緊急性、理由の記録等）を満たさないまま算定している。
処遇改善加算	<ul style="list-style-type: none">・全職員への周知が行われていない。・賃金改善以外（福利厚生費や職場環境整備など）に使われている。
減算の未適用	<ul style="list-style-type: none">・定員超過、人員欠如、個別支援計画未作成、身体拘束廃止未実施などの減算事由があるにもかかわらず、満額請求している。

受講報告のキーワード

「業務継続計画」

4.就労選択支援に関するここと

サービスの趣旨・対象者

就労選択支援は、障害者本人が自分に合った「就労先」や「働き方」を主体的に選択できるよう支援することを目的としています。

方法：短期間の生産活動やその他の活動機会を通じて、就労に関する適性・知識・能力の評価（アセスメント）を行います。また、関係機関との連絡調整、情報提供、助言等を実施します。

対象者：就労移行支援 または 就労継続支援（A型・B型）を利用する意向がある人
現在、就労移行支援 または 就労継続支援（A型・B型）を利用している人

以下の厚生労働省ホームページに、実施マニュアルや関連通知が掲載されていますのでご参照ください。
「就労選択支援について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56733.html

4.就労選択支援に関するここと

実施すべきサービス内容

就労選択支援事業所は、以下の4つのプロセス（事業内容）を実施し、サービス提供記録に残すことが必須となります。

作業場面等を活用した状況把握（アセスメント）

短期間の生産活動等を通じて、適性や能力の評価、意向の整理を行います。

多機関連携によるケース会議

アセスメント結果の作成にあたり、利用者および関係機関（相談支援専門員等）を招集して会議を開催し、意向確認や意見聴取を行います。

アセスメントシートの作成・共有

アセスメント結果を作成し、利用者、家族、指定特定相談支援事業者等へ情報提供します。

事業者等との連絡調整

結果を踏まえ、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連絡調整を行います。

また、地域の社会資源や雇用事例の情報を収集し、利用者に提供します。

4.就労選択支援に関するここと

人員基準

管理者、就労選択支援員（15：1）

就労選択支援員の資格要件…就労選択支援員養成研修の修了
ただし、令和9年度末までの経過措置あり

その他の人員基準や設備基準等の詳細については、
集団指導資料（共通事項）をご確認ください。

ご清聴ありがとうございました。